

令和3年6月25日招集

第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第6回狭山市農業委員会総会

令和3年6月25日(金曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時45分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 7名

甲 田 善 徳	小澤 俊 夫	室岡 英 紀	
奥 富 文 典	片岡 弘 幸	齋藤 孝 史	高橋 弘 樹
(本日の欠席委員 1名)	清水 芳 則		

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘 主幹 吉澤 裕 二

事務局 定刻となりましたので、これより第6回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 農地のあっせん台帳
- ・資料5 狭山市都市計画生産緑地地区の変更についての照会
- ・資料6 生産緑地のあっせん
- ・資料7 追跡調査
- ・資料8 全筆調査
- ・農業者年金制度の案内

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、清水推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号7番 小口委員と8番 岸委員にお願いいたします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めま

す。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 祇園から沢にかけて農地の管理状況のパトロールを行いました。少し雑草の繁っているところが見られましたが、概ね適正な管理がされていました。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 農地あっせん台帳に記載の土地2箇所に出向き、隣地の方などに話を伺って来ました。見込みがありそうな土地もあったので、今後も訪問したいと思います。また、農繁期で手が回らないためか、雑草が少し生えている様子が見受けられました。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 堀向地区と上赤坂地区を見回りましたが、草丈の伸びている畑も見受けられました。今後も見守りながら、全筆調査に繋げていきたいと思っています。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 担当区域を回って来ました。少しずつ雑草が増えていますが、声をかけるタイミングを考えて来月に繋げたいと思います。

議長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 奥富地区は田んぼが終盤ということで草刈りはかなり進んでいます。遊休農地は、確認したところでは、4箇所くらいはきれいになっていました。梅雨の時期で雑草が繁茂しがちなので、所有者が農地にいる場合には声掛けをするようにしています。

議長 次に柏原地区齋藤推進委員、お願いします。

齋藤委員 柏原地区を見て回りましたが、やはり雑草が伸びているので、地域の農業委員の皆さんと連携しながら進めていきたいと思っています。雑草にゴミが埋もれて朽ちているのが気になりましたが、2日ほど後には片付けられていたので、所有者が気にして片付けてくれたものと思います。

議長 次に水富地区高橋推進委員、お願いします。

高橋委員 前回の総会で農地のあっせん台帳を預かりましたので、場所の確認をして来ました。また、農地の見回りをする中で、作付けのされていない広い農地が多くあるということを感じました。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の3ページをお願いします。

利用権設定については、今回2件です。

1件目、渡し人は柏原新田にお住いの方、受け人は上奥富にお住いの方です。所在地は大字下奥富字原井2410番、地目は田、面積は6,390㎡、権利の種類は3年間の賃貸借権設定、賃借料は1反当たり玄米30kgです。受け人は平

成 29 年 2 月 20 日に認定農業者となっています。

2 件目、渡し人は広瀬にお住いの方、受け人は下奥富にお住いの方です。
所在地は大字上奥富字山崎 5 4 1 番 1、地目は田、面積は 3, 4 9 0 m²、権利の種類は 5 年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成 27 年 10 月 25 日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

増田委員 議案番号 2 整理番号 1 について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字宮原 2 2 8 2 番 1、地目は畑、地積は 5 9 1 m²です。
現在の利用状況は耕起中、許可後はネギの作付けが計画されています。
譲受人は所沢市に居住する農業者で、総耕作面積は 5 1, 7 9 0 m²、内訳は所有面積が田 1, 1 3 6 m²、畑 4, 3 0 2 m²で、計 5, 4 3 8 m²、借入面積が 4 6, 3 5 2 m²となっています。
根拠法令は、第 3 条第 2 項第 1 号から 7 号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を許可します。

次に整理番号 2 番について、引き続き、担当委員の説明を求めます。

増田委員 議案番号 2 整理番号 2 について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字宮原 2 2 8 2 番 2、地目は畑、地積は 5 8 5 m²です。
現在の利用状況は耕起中、許可後はネギの作付けが計画されています。
譲受人は所沢市に居住する農業者で、総耕作面積は 5 1, 7 9 0 m²、内訳は所有面積が田 1, 1 3 6 m²、畑 4, 3 0 2 m²で、計 5, 4 3 8 m²、借入面積が 4 6, 3 5 2 m²となっています。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を許可します。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字加佐志字西裏75番3、地目は畑、地積は86㎡です。
現在の利用状況は休耕地と判断されます。許可後は所有隣地と同様に植木の作付
けが計画されています。
譲受人は狭山市に居住する造園業を営む農業者で、総耕作面積は23,811㎡、
全て畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を許可します。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字青柳字柳窪1554番1、地目は畑、地積は581㎡です。
現在の利用状況は休耕地となっています。許可後は所有隣地と合わせ、ハウス三
つ葉の作付けが計画されています。
譲受人は川越市に居住する農業者で、総耕作面積は50,749㎡、内訳は所有
面積が田37,621㎡、畑13,128㎡となります。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願
いたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を許可します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字沢口上4163番2、地目は畑、地積は220㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農
地となっています。事業計画者は東京都で天然ガスのパイプライン事業を行って
いる法人です。転用目的は天然ガスパイプライン遮断バルブの建設です。詳細につ
きましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付さ
れていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許
可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。
事務局から補足説明があります。

事務局 対象農地は1種農地となりますので、原則不許可ですが、例外規定があり、土地収用法の対象となる事業は不許可の例外とされており、天然ガスパイプラインは不許可の例外と認められますので、今回の申請となっております。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に進達します。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字屋敷裏500番5外1筆、地目は畑、地積は合計372㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- 上水道 あり 下水道 あり

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は東京都に居住する個人です。転用目的は住居用敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下広瀬字西原600番6、外1筆、地目は畑、地積は合計418㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は駐車場の敷地拡張です。1種農地となりますので、原則不許可ですが、敷地拡張は例外規定に該当します。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

増田委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字西宿田2818番、外1筆、地目は田、地積は合計1,001㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 あり

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で一般建設、資材販売、産廃事業を行っている法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

・必要性は 適

・緊急性は 適

・周辺農地への影響は なし

・代替性は 適

・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号1につきまして、土地の所在は狭山市狭山2027番4、地目は畑、地積は1,038㎡について、相続人より相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ております。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

次に整理番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は狭山市大字南入曾字前原386番1、地目は畑、地積は1,382㎡について、相続人より相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ております。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、4条、5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第3条の規定による届出は、

4件17筆で合計面積12,176.66㎡、内訳は、田が1,600㎡、畑が10,576.66㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はありません。次に農地法第4条の規定による届出は、1件1筆で、地目は畑、地積392㎡、転用目的は駐車場敷地となっております。

次に農地法第5条の規定による届出は、12件16筆で合計面積8,011.85㎡、内訳は田が2,289.85㎡、畑が5,722㎡です。転用目的は、住宅敷地が11件、8,004㎡、道路敷地が1件、7.85㎡です。

次に農地改良に係る届出が1件、表土として客土する計画で、工事期間は14日間です。

次に農地用施設に係る届出が1件、農機具収納のための物置が1棟、3.5㎡です。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

ないようですので、次に農地あっせん台帳について、事務局に説明を求めます。

事務局 資料4をご覧ください。前回の提示後、希望のあったものが1件ありましたので、配布いたしました。

議長 説明が終わりました。

次に狭山都市計画生産緑地地区の変更について、事務局に説明を求めます。

事務局 資料5をご覧ください。こちらは、農業委員会の意見を求められたものになります。内容としましては、昨年度、生産緑地の買取申出があったものについて、特に買取の申出がなかった地区の生産緑地地区からの廃止ということで、計画変更の手続きが必要となっているものについて、農業委員会からの意見を返すものとなっておりますので、ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。

意見を受け付けます。

意見なしとないようですので、本件を「意見なし」とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「意見なし」として報告します。

次に、生産緑地のあっせんについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

資料6をご覧ください。こちらは、資料5に関連しますが、生産緑地の解除につきまして、まずは、あっせんをし、買取希望者を募ることになっております。それを行って、1年間希望がなかったものについて、先程のようにまとめて計画の変更ということになります。そのうちの1つの案件が今回出てきており、それが資料6になります。これについて情報等ありましたら、今月末までに事務局へお知らせください。

続きまして、資料7をご覧ください。こちらは、令和2年度に行いました許可案件について追跡調査をする際の、追跡調査日程(案)となっております。日程に問題がなければ、担当委員を事務局までご報告願います。

続きまして、資料8をご覧ください。こちらは全筆調査の内容で、9月末までに行っていただくものとなっております。

議長

その他について、委員から何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第6回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。